

沼津市まちなか土地・建物活用アドバイザー派遣事業

まちなか(沼津駅を中心に概ね 1km の範囲)に空き家や空き店舗、空き地、青空駐車場といった遊休資産を有しており、その利活用や土地の共同化による建築物更新を検討しようとする権利者等に対して、ご相談内容に応じたアドバイザーを派遣します。

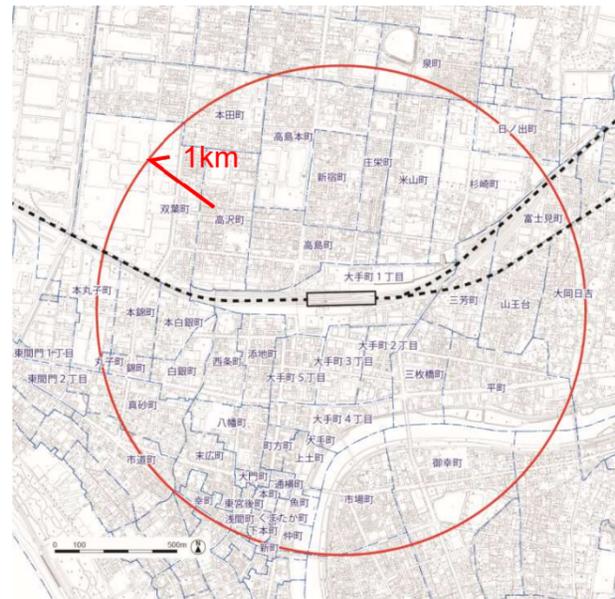
対象となる人は？

現に右記に示す範囲に遊休資産を持ち、

- ・敷地が狭い
- ・敷地が不整形
- ・個別の建て替えが難しい
- ・隣人と共同で共同住宅を建てたい
- ・空き家、空き店舗を利活用したい
- ・あき地、青空駐車場に新たに建築したい

といった困り事を持つ権利者等に対して、
相談内容に見合ったアドバイザーを派遣します。

※ご相談内容が制度の趣旨にそぐわない場合には、
アドバイザー派遣できない場合もございますので、
あらかじめご了承ください。



アドバイザーとは？



- 1)都市計画、都市再開発、建築設計に関して10年以上の実務経験を有する者
- 2)再開発プランナー等の資格を有する者

上記に掲げる要件のいずれかに該当する個人、もしくは該当する者を雇用している法人をさします。

制度の利用期間、費用、回数は？

■利用期間：特に制限はありません。

■費用：相談者の費用負担はありません。

■回数：相談の進捗によります。

※派遣のための予算には限りがありますので、アドバイザー派遣できない場合があります。

例)アドバイザー利用により土地の共同化を進めた場合

STEP1 アドバイザーによる助言等を受ける。

- 土地の共同化や有効活用の事業手法紹介
- 共同化推進のための組織立上げ など



STEP2 アドバイザーからの助言を参考に、
共同化や高度利用のための基本構想を作成する。



STEP3 作成された基本構想を基に共同建て替えを実施する。
※優良建築物等整備事業の活用



※優良建築物等整備事業とは・・・

細分化された敷地を共同化してビルを建設することを可能とするため、様々な形で行われる民間の建築活動を適切に誘導し、土地の合理的な高度利用と空き地の整備による良好な市街地環境の形成を図ろうとするもので、一定の要件を満たす優良な建築物等の整備を行う施行者に補助する制度です。

沼津市は令和5年度から運用を開始しました。対象区域や事業期間、補助の条件などの詳細は、沼津市ホームページ内の運用ガイドラインをご確認ください。

お問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課 まちづくり推進係

Tel 055-934-4886 fax 055-933-1412 ✉ mati-seisaku@city.numazu.lg.jp